

京都市告示第391号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年11月7日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
羽束師経166号線	伏見区羽束師古川町647番地の17地先から	旧	メートル 269.90	メートル 6.00 ~ 11.40
	同町116番地の100地先まで	新	269.90	6.00 ~ 11.40
羽束師緯143号線	伏見区羽束師古川町647番地の16地先から	旧	142.60	6.00 ~ 12.10
	同町630番地地先まで	新	142.60	6.00 ~ 12.10
羽束師緯144号線	伏見区羽束師古川町647番地の7地先から	旧	358.20	6.00 ~ 9.10
	同町582番地の13地先まで	新	358.20	6.00 ~ 9.10

(建設局土木管理部道路明示課)